



金沢市公報

第3166号

令和6年(2024年)12月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎目次	ページ	●監査公表
●告示		○監査公表(第15号-第17号) (監査事務局) 3
○地縁による団体の認可について(3件) (市民協働推進課)	1	●農業委員会告示
●公告		○令和6年第12回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) 8
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	3	

告 示

●金沢市告示第313号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月11日

金沢市長 村 山 卓

1 名称

保古1丁目町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地番
保古1丁目		27番地、47番地及び50番地から292番地2まで
保古町	二	118番地から137番地まで、154番地から160番地まで、164番地及び170番地から174番地まで

4 主たる事務所

金沢市保古1丁目182番地2

5 代表者の氏名及び住所

小田 徹

金沢市保古1丁目182番地2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

令和6年12月11日

●金沢市告示第314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月11日

金沢市長 村 山 卓

1 名称

保古2丁目町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、保古町会館の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地番
保古1丁目		1番地から16番地まで及び18番地から23番地まで
保古2丁目		3番地1及び4番地から214番地まで
保古町	ホ	92番地から128番地まで

4 主たる事務所

金沢市保古2丁目44番地

5 代表者の氏名及び住所

福島 久子

金沢市保古2丁目44番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

令和6年12月11日

●金沢市告示第315号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月11日

金沢市長 村 山 卓

1 名称

保古3丁目町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

保古3丁目の全域

4 主たる事務所

金沢市保古3丁目87番地2

5 代表者の氏名及び住所

山本 健

金沢市保古3丁目87番地2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

- なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員世帯代表者の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
令和6年12月11日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和6年12月11日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類	位置及び区域
金沢市横川5丁目394番1及び394番3から394番8まで	金沢市赤土町1丁目4番地2 株式会社アクティブ中央サービス 代表取締役 朝倉 忍	道路	金沢市横川5丁目394番4

監 査 公 表

●金沢市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和6年12月11日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
金沢市監査委員 中 村 哲 郎
金沢市監査委員 高 誠
金沢市監査委員 源 野 和 清

第1 監査の概要

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団体名	所在地	所管局課
公益財団法人 金沢市スポーツ事業団	金沢市泉野出町3丁目8番1号	文化スポーツ局 スポーツ振興課
株式会社 エイム	金沢市戸水2丁目140番地	福祉健康局 障害福祉課
社会福祉法人 むつみ会	金沢市十一屋町4番34号	福祉健康局 障害福祉課

2 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、高誠、源野和清

3 監査の範囲

令和5年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた令和6年度及び令和4年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

令和6年7月12日から同年11月26日まで

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に基づき、公益上の必要性は十分か、公金が適正かつ効率的に運用されているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

出納その他の事務の執行を対象として、あらかじめ必要と認められる監査資料の提出を求め、監査対象団体の責任者及び監査対象団体（施設）を所管する関係職員から事業等についての説明聴取を行うとともに、関係帳簿及び関係書類の照合、通査及び実査を行った。

主な監査帳票

公益財団法人 金沢市スポーツ事業団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、予算書及び決算諸表、補助金交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書等
株式会社 エイム	指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書等、事業報告書、収支会計経理に係る帳票、出納関係帳簿類、管理規程、経理規程等の諸規程
社会福祉法人 むつみ会	指定に関する根拠法令等、指定の手続管理に関する協定書等、事業報告書、収支会計経理に係る帳票、出納関係帳簿類、管理規程、経理規程等の諸規程

7 団体の概要

(1) 公益財団法人 金沢市スポーツ事業団

ア 設立及び目的

市民の健康増進及びスポーツの振興に関する事業並びに緑化の推進に関する事業を実施し、市民の心身の健全な発達と健康で活力と潤いのある生活の形成に寄与することを目的とする。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産 10,000 千円の全額（出資割合 100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和5年度）

金沢市スポーツ事業団運営費補助金 106,357 千円

(ウ) 指定管理の状況（令和5年度）

指定管理委託料 432,819 千円

施設名
金沢市総合体育館（※）、金沢市鳴和台市民体育会館、金沢市額谷ふれあい体育館、 金沢市宮城北市民テニスコート、金沢市営陸上競技場、金沢市民野球場、金沢市内川スポーツ広場等 計41施設

※印は実査を行った施設である。

(2) 株式会社 エイム

ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況（令和5年度）

指定管理委託料 17,900 千円

施設名
金沢市障害者高齢者体育館（※）

※印は実査を行った施設である。

(3) 社会福祉法人 むつみ会

ア 本市との関係

(ア) 指定管理の状況（令和5年度）

指定管理委託料 46,119千円

施 設 名
金沢市障害児通園施設ひまわり教室（※）

※印は実査を行った施設である。

第2 監査の結果

1 公益財団法人 金沢市スポーツ事業団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

2 株式会社 エイム

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項については、団体代表取締役社長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

【株式会社 エイム】

指定管理協定書に定められた事業報告書において、一部の事務処理に不備が見受けられたので、適正を期す必要がある。

【福祉健康局 障害福祉課】

団体の事業報告について、適切な指導監督を行う必要がある。

3 社会福祉法人 むつみ会

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年12月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高			誠
金沢市監査委員	源	野	和	清

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月20日
- (2) 措置を講じた局等 教育委員会教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年8月21日（令和5年監査公表第10号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）				
<p>消防用設備の定期点検について、次の施設において点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">監査対象箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>緑小学校、木曳野小学校、伏見台小学校、扇台小学校、大徳中学校</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	監査対象箇所	教育総務課	緑小学校、木曳野小学校、伏見台小学校、扇台小学校、大徳中学校	<p>指摘のあった消防用設備の不備については、改修を行い、改善を確認した。</p> <p>今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p>
課 名	監査対象箇所				
教育総務課	緑小学校、木曳野小学校、伏見台小学校、扇台小学校、大徳中学校				

<p>消防査察結果について、次の施設において査察時の不備が改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">課 名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">監査対象箇所</td> </tr> <tr> <td>教育総務課</td> <td>扇台小学校</td> </tr> </table>	課 名	監査対象箇所	教育総務課	扇台小学校	<p>指摘のあった消防査察の不備については、改修等を行い、改善を確認した。 今後も適切な公有財産の管理に努めていく。</p>
課 名	監査対象箇所				
教育総務課	扇台小学校				

2 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月21日
- (2) 措置を講じた局等 都市整備局市街地再生課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年12月11日（令和5年監査公表第14号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>建築物の劣化点検について、点検時の不備が2年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。 （金沢駅東駐車場、武蔵地下駐車場）</p>	<p>指摘事項について、修繕工事を実施し、不備の改善を行った。</p>

●金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年12月11日

金沢市監査委員 西 尾 昭 浩
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎
 金沢市監査委員 高 誠
 金沢市監査委員 源 野 和 清

1 包括外部監査

（その1）

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月7日
- (2) 措置を講じた局等 都市整備局住宅政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日（平成30年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>意見（122ページ） 元菊住宅について、売却を含めた活用方法を検討する必要がある。</p>	<p>全ての入居者が退去したため、当初の予定通り、令和5年度に元菊住宅の建物の取壊しを行った。</p>

（その2）

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月7日
- (2) 措置を講じた局等 都市整備局住宅政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日（令和5年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>意見（30ページ） 市営住宅修繕管理システムの利用により、修繕を要す</p>	<p>令和6年度に新たに作成した「定期点検指摘不具合対</p>

<p>る状態の把握は容易となっているが、放置されるという懸念があることから、緊急性や金額等の基準による対応を定めたマニュアルを作成し、修繕を実施する必要がある。</p>	<p>応マニュアル」に基づき、定期的に修繕の要否を見直すことで、放置を防止し、適時適切に修繕を実施することとした。</p>
--	---

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月7日
- (2) 措置を講じた局等 総務局総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>意見(126ページ)</p> <p>公有財産管理システムの土地台帳の金額が未入力となっている箇所がある。固定資産の管理上、取得価額が不明な場合は、その時点で妥当な金額(相続税評価額等)若しくは備忘価格1円を計上し、管理することが望ましい。</p>	<p>令和5年度に公有財産管理システムの更新を行い、取得価格が不明な土地については、備忘価格1円を計上することとした。</p>
<p>意見(127ページ)</p> <p>普通財産の建替は想定しておらず、実際に更新計画は存在しないため、長寿命化計画に含めることは不合理である。</p> <p>対象施設名:元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、たけまた友愛の家</p>	<p>令和5年度に、長寿命化計画の見直しを行い、対象施設から、元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所及びたけまた友愛の家を削除した。</p>

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月7日
- (2) 措置を講じた局等 総務局総務課、教育委員会教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>意見(126ページ)</p> <p>普通財産の貸付は、年間の利用計画表で参加人数や使用目的を確認した上で検討を行い、有効に活用されたか利用実績を把握する必要がある。</p> <p>対象施設名:旧金沢市立上平小学校、元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、ヘルパーステーション(旧広坂消防署泉野出張所)、旧福畠小学校</p>	<p>対象施設の借受申請時に年間の利用計画表を提出させ、参加人数や使用目的を確認した上で貸付を行った。また、年度末には利用実績表を提出させ、利用計画の達成度を確認することとした。</p>

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月7日
- (2) 措置を講じた局等 総務局総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和6年5月13日(令和6年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>意見09(47ページ)</p> <p>今後の申告において、消費税及び地方消費税の確定申</p>	<p>令和4年度の駐車場事業費特別会計の申告で、過剰な</p>

<p>告書の記載に誤りが生じないように留意する必要がある。</p>	<p>記載及び記載漏れがあった箇所について、令和5年度の申告では過不足なく記載した。</p> <p>また、当該特別会計を所管する総務課及び市街地再生課の確認体制を強化するとともに、事前に金沢税務署職員の確認も受けることで、記載内容に誤りが生じないように改めて徹底することとした。</p>
-----------------------------------	---

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年11月8日
- (2) 措置を講じた局等 土木局営繕課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>意見(10ページ)</p> <p>日常的な施設点検の研修会を開催し、専門家ではない職員でも施設の点検が行えるようにする必要がある。</p>	<p>市有施設所管課担当職員を対象に、営繕課主催の市有施設日常点検に関する研修会を毎年度開催することとした。</p> <p>今年度は令和6年10月に実施しており、より実効性のある点検が行えるよう、現場写真を用いた説明により、日常点検の必要性や着眼点等を中心に担当職員の理解を深めたところである。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により令和6年第12回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月11日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

1 日時

令和6年12月24日 午後4時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (6) 非農地証明願について
- (7) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
- (8) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について

令和6年(2024年)12月11日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄